

厚生労働省健康局水道課後援 平成27年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果

一般社団法人全国給水衛生検査協会

1 趣旨及び目的

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関は、外部精度管理調査を定期的に受けることが義務付けられています。

一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、外部精度管理調査を適切に実施するために、学識経験者等で構成される外部精度管理企画委員会（以下、「委員会」という。）を設置して、実施についての具体的な事項について検討していただきました。なお、本外部精度管理調査は昨年度に引き続き、厚生労働省健康局水道課（以下、「水道課」という。）の後援をいただいて実施しました。

委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	早川 哲夫	(一社)全国給水衛生検査協会 参与
委員	本間 豊	横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課長
委員	高橋 裕介	(公社)日本水道協会工務部技術課副主幹
委員	山田 賢次	山田技術士事務所所長
委員	青木 隆生	(一社)全国給水衛生検査協会技術参与
委員	岡田 和明	簡易専用水道検査技術委員長

2 調査の概要

(1) 調査対象機関

簡易専用水道検査登録機関（全登録機関）

(2) 日程等

日時：平成27年11月6日（金）13時30分～15時30分

場所：協会5支部（東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本）

5会場で実施

参加者：128機関（正会員106機関、非会員22機関）

299名

(3) 参加費用

協会会員：1機関あたり14,000円(税込み)

非会員：1機関あたり20,000円(税込み)

(4) 実施方法

- ①簡易専用水道の写真や図表をパワーポイントにより投影し、回答を求めました。
- ②回答は厚生労働省告示 262 号に準拠して行うこととし、「簡易専用水道検査実務マニュアル (H.27.4.30 発行(改訂版))」のみ会場へ持ち込みを認めました。
- ③本調査には一機関 3 名まで参加を認めています。なお、同一機関内の相談は可能ですが、他機関との相談は認めていません。

(5) 調査の結果

- ①調査の結果は 100 点満点とし、点数毎に S、A、B の 3 段階評価 (平成 26 年度から S : 100 点、A : 90~99 点、B : 90 点未満) を行い、参加機関に通知しました。

評価の結果は、次のとおりです。

S : 9 5 機関 (7 4 . 2 %)

A : 3 0 機関 (2 3 . 4 %)

B : 3 機関 (2 . 3 %)

*平成 26 年度の評価の結果は、S : 100 点 (83 機関 64.8%)、A : 90~99 点 (38 機関 29.7%)、B : 90 点未満 (7 機関 5.5%)

- ②評価判定の内容は、次のとおりです。

「S : 優秀 (100 点)」

貴機関は、平成 27 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後も、現在の技術力を維持して、検査の信頼性の確保に努めてください。

「A : 一部疑義あり (90 点~99 点)」

貴機関は、平成 27 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義ありの結果となりました。よって、是正処置を講じてください。

「B : 要改善 (90 点未満)」: 是正処置の報告

貴機関は、平成 27 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。よって、是正処置を講じるとともに、協会事務局へ報告してください。

(6) 報告

外部精度管理調査結果は委員会に報告し、審議の後、後援をいただいた水道課に報告しました。なお、登録機関に対しては、平成 28 年 3 月までに報告会を開催することとします。